

山梨県公報

号外第二十六号

平成二十九年

七月二十一日

金 曜 日

目 次

規 則

○山梨県条例施行規則及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

○山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

人事委員会

○山梨県職員の仕事手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

規 則

山梨県規則第二十五号

山梨県条例施行規則及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例施行規則及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(山梨県条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び検査」の下に「(次条第一項に規定する質問及び検査を除く。)」を加える。

第三条第一項中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)を準用する県税に係る犯則事件について、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は告発等の犯則取締り」を「県税に関する犯則事件(法第二十二條の三第一項に規定する犯則事件をいう。)(一)について、法の規定による質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は告発等」に改める。

第二十二條第一項、第三項及び第四項中「第五十條の二」を「第五十條の三」に改める。

第五十号様式中「第50條の2の」を「第50條の3の」に、「第50條の2に」を「第50條の3の規定に」に改める。

(山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成二十八年山梨県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の注1(3)中「電気供給業」を「主たる事業が電気供給業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下この様式において同じ。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県条例施行規則第2条第一項及び第三条第一項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行(前項ただし書の規定による施行をいう。)の際現にこの規則による改正前の山梨県条例施行規則第3条第二項の規定により交付されている検税吏員証は、この規則による改正後の山梨県条例施行規則第3条第二項の規定により交付された検税吏員証とみなす。

3 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第二十六号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の注1(1)中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下この様式におい

へ同じ。」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている旧規則第一号様式による課税免除申請書は、この規則による改正後の山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則第一号様式による課税免除申請書とみなす。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月二十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(条例第十條第十項第二号に規定する人事委員会規則で定める者)

第十三条の二 条例第十條第十項第二号イに規定する人事委員会規則で定める者のうち

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であつて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
- 二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの

- 三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第十條第十項第二号ロに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の退職手当に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。